

# 令和6年10月 児童手当制度改正（対象拡充）について

令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分（令和6年12月支給分）の児童手当から、制度内容が次のとおり拡充されます。

児童手当は、令和6年10月1日からの制度改正に伴い、次のとおり拡充されます。

◎該当と思われる方には、9月上旬より申請書類を送付します。※公務員は除く。（勤務先から申請を行ってください）

※予定されている主な変更内容は下表のとおりです

主な変更	改正(拡充)前 ＜令和6年9月分まで＞	改正(拡充)後 ＜令和6年10月から＞
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円(特例給付) ●所得上限限度額以上：支給なし	●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 ●第3子以降：30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 ●第3子以降：30,000円
支給月	3回(各前月までの4ヶ月分を支払) 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回(偶数月)(各前月までの2ヶ月分を支払) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 +高校生年代までの児童の兄弟等で子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度以降～22歳年度末までの子</u>

## ●その他の改正内容

○児童手当支払通知書(ハガキ)の送付がなくなります

令和6年12月以降の支給額は、通帳の記帳等でご確認くださいようお願いいたします。

※預金通帳には「フナハシムラジドウテアテ」と印字されます。

## ●新たに申請が必要な方

### (1)額改定認定請求

対象者は現在児童手当を受給している方で、次の方です。

- ・ 高校生年代の児童が中学校修了時において、その児童の分の児童手当を舟橋村から受給されていなかった方
- ・ 別居している高校生年代の児童がいる方
- ・ 大学生年代（H14.4.2～H18.4.1）の子がおり、その子を含めてお子さまが3人以上いる方

### (2)新規認定請求

対象者は次の方です。

- ・ 所得上限限度額以上の所得があるため、令和6年6月分以降の児童手当を受給していない方
- ・ 高校生年代（H18.4.2～H21.4.1）の児童のみ監護・養育している方（中学生以下の児童を監護・養育していない方）

## 申請が不要な方

対象者は現在児童手当を受給している方で、次の方です。

- ・ 制度改正後も支給額が変わらない方
- ・ 高校生年代の児童が中学校修了時において、その児童の分の児童手当を舟橋村から受給していた方※

※に該当する方および現在特例給付を受給している方は申請不要で、自動的に増額となります。

問い合わせ先：生活環境課 住民係 児童手当担当 464-1121